

南ヶ丘一区規約

第1章 総 則

第1条 【名称及び所在】

- ① 本区は、南ヶ丘一区（以下「区」という）と称し事務所を区公民館におく。
本館は、南ヶ丘一区公民館（以下「公民館」という）と称し、大野城市南ヶ丘2丁目19番1号に存在する。
- ② 本区は、公民館のほか「憩いの家」を管理運営し、大野城市緑ヶ丘3丁目2番10号に所在する。

第2条 【趣旨】

この規約は、区民の福祉の向上を計ると共に、区の運営に関し必要な事項を定める。

第3条 【区域、地区及び組】

- ① この区の地域は、大野城市行政区長設置規則第2条に定められた区域とする。
- ② 区業務の円滑な運営を図る為、区域を南ヶ丘・緑ヶ丘・旭ヶ丘・紫台（南大利を含む）地区に分ける。
- ③ 前項の地区に組を設ける。
イ、組は、概ね25世帯を一単位とする。
ロ、新たに組を設けようとする時は、地区内の幹事は、区長の承認を得なければならない。

第2章 役員等

第4条 【役員等】

- ① 区に役員、会計監査員、組長、事務員を置き、その組織、職務、任期及び選出方法等は別表1, 2, 3の通りとする。
尚役員とは、区長・副区長・会計・地区幹事・文化部長・体育部長・環境・防災部長・福祉部長・文庫部長をいう。
- ② 副部長とは、選任された部長を補佐及び代行する職務者をいう。
- ③ 役員の選出は役員選考委員会で選任し、総会の承認を得て決定する。
- ④ 役員等の勤務は全て非常勤とする。

第5条 【顧問】

区に顧問を置くことが出来る。顧問は区長が委嘱する。

第6条 【役員等の報酬】

役員等の報酬（別表4）は、総会で決定する。

第3章 会 議

第7条 【会議】

区の会議は、総会、役員会及び組長会とし、いずれも区長が召集する。

第8条 【総会】

総会は、最高の議決機関とし毎年会計年度終了後4月30日までに開催し、次の事項を審議する。

尚、必要な時は、臨時総会を開くことが出来る。

(1) 規約の改廃 (2) 事業・決算報告 (3) 事業計画・予算 (4) 区費の改定 (5) 役員及び会計監査員の承認 (6) 役員等の報酬改定 (7) その他の必要事項

第9条 【役員会】

役員会は必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- 1 総会提出議案
- 2 区の円滑な運営の為の重要案件

第10条 【組長会】

組長会は原則として毎月1回開催し、次の事項の報告、連絡及び審議を行う。

- 1 市及び行政区の行事や周知すべき事項
- 2 区長が審議すべきと判断した事項

第11条 【議決】

第8条に定める会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決定する。

第4章 会 計

第12条 【会計年度】

区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第13条 【収入】

区の収入は、区費、公民館及び憩いの家利用料、市補助金、寄付金及びその他の収入を充てる。

第14条 【区費の種類及び納入方法】**1 一般区費**

区域内の全所帯に対する区費で、原則として組長が毎月20日現在で徴収し25日迄に所定の銀行に払い込むこととする。

2 特別区費

区域内の企業法人等に対する年間区費で、毎年度末日までに納入して貰う。

第5章 その他

第15条 【委任】

以上の他必要なことは、別に区長が定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

昭和48年4月	制定
昭和52年4月	一部改定
昭和54年4月	一部改定
昭和55年4月	全文改定
昭和58年4月	一部改定
昭和59年4月	全文改定
昭和61年4月	一部改定
平成 4年4月	一部改定
平成10年4月	全文改定
平成17年4月	一部改定
平成22年4月	一部改定
平成23年4月	一部改定
平成24年4月	一部改定
平成26年4月	一部改定
平成28年4月	一部改定
平成29年4月	一部改定

1 規約第4条①項の公民館管理人の文句を削除